

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		平成29年 7月 27日						
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府京都市中京区西ノ京桑原町1		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 株式会社 島津製作所 代表取締役 上田 輝久 電話 075-823-1113						
主たる業種	その他の計測器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・ 理化学機械器具製造業		細分類番号	2	7	3	9	
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 京都府地球温暖化対策条例施行規則 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号							
計画期間	平成26年 4月 から 平成29年 3月 まで							
基本方針	平成23年度から平成25年度を基準に、平成28年度の温室効果ガスの排出量を3%以上削減する。							
計画を推進するための体制	エネルギーの管理を担当する製造推進部および地球環境管理室が温暖化対策を推進する。							
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率		
	事業活動に伴う排出の量	22,807.9 トン	21,334.9 トン	21,930.3 トン	23,363.6 トン	-2.6	パーセント	
	評価の対象となる排出の量	22,559.2 トン	21,334.9 トン	21,930.3 トン	13,726.3 トン	-15.8	パーセント	
	実績に対する自己評価	売上増加に伴って、二酸化炭素の排出量が増加した。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
		事業活動に伴う排出の量 (連結売上高:億円)	7.420	6.780	6.410	6.822	-10.1	パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )						パーセント
	実績に対する自己評価	売上増加に伴って、原単位が大幅に改善された。。						
重点的に実施する取組の実施状況	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考			
	80.0 パーセント	84.0 パーセント	84.0 パーセント	84.0 パーセント				
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	建物の省エネ化や水銀灯のLED化を実施した。						
	(27)年度	建物の省エネ化や水銀灯のLED化を実施した。						
	(28)年度	建物の省エネ化や水銀灯のLED化、空調機の更新を実施した。						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えるために実施した措置	措置の内容	これまでも通勤における自動車利用は駐車場の使用許可認定基準を設け、理由（病気、託児所への送迎など）がある者には優先順位の高低を鑑み許可を与える許可制を取っている。						
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	ほとんどの社員は公共交通機関等を使用して通勤している。その上で、自動車等の通勤については、従業員の個々の自由に対して配慮する必要があると考えるため本取り組み継続する。						
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考			
	森林の保全及び整備によるもの	0 トン	0 トン	0 トン				
	府内産の木材の利用によるもの	0 トン	0 トン	0 トン				
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0 トン	0 トン	0 トン				
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0 トン	0 トン	0 トン				
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0 トン	0 トン	0 トン				
合 計	0 トン	0 トン	0 トン					
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	事業所内の緑化を計画的に実施している。							
特記事項	第一計画期間の二酸化炭素の超過削減量「9,637.3トン」を第三年度から差し引く。							

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。  
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。